

4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項

[1] 市街地の整備改善の必要性

(1) 現状及び事業実施の必要性

倉吉市では、伝統的建造物群が残る打吹地区において、歴史的建造物を活用した景観整備、観光施設の整備等を進めてきた。この取り組みは一定の成果を挙げつつも、来訪する観光客数の減少や消費支出の伸び悩みがみられるなど、今後に向けての新たな課題が浮き彫りとなってきている。また、伝統的建造物群についても、老朽化により機能維持が難しくなりつつあるものもみられることから、その維持・活用に向けての修繕の必要性が高まっている。

また、駅周辺地区では、交通結節点としての機能が高まっているが、駅北側における接続が不便な現状がある。

今後、打吹地区では「潜在する歴史的・文化的資源の魅力を高め、既存の観光資源との連携を図った回遊型の観光地として、交流人口を呼び込むまち」を実現していくためには、歴史的景観の整備など、従来から行って取り組みをさらに充実・強化することなどが必要とされる。

また、駅周辺地区では、交通結節点としての機能の強化が求められている。

(2) 取り組みの内容

打吹地区では、伝統的建造物群等の歴史的な資産を活かした観光まちづくりをより一層推進すべく、歴史的景観の整備事業を行う。また、観光地としての利便性を向上するため、観光バス需要やマイカーでの来訪に対応した駐車場の整備等を行う。

また、駅周辺地区では、駅北通りの整備を行う。

加えて、暮らしやすい環境づくりを進めるための中心市街地における道路整備や、側溝修繕などの基盤整備を行う。

(3) フォローアップ

毎年度末に基本計画に位置づけた取り組みの進捗状況の調査を行い、状況に応じて事業の促進や変更、追加等、改善のための措置を行う。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

該当なし

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>事業名： 歴史的景観整備事業</p> <p>内容： 倉吉市らしい歴史をいかした中心市街地の景観を形成し、住民にとって誇らしい、来訪者にとって魅力ある市街地とするため、既存の伝統的建造物群保存地区の修理・修景事業の維持・更新を図るとともに、新たな伝建地区の指定やそれに伴う修理・修景事業の実施に取り組む。また、街なみ環境整備を実施する。</p> <p>実施時期： 平成23年度～令和6年度</p>	<p>倉吉市、 建物所有者</p>	<p>歴史的景観の魅力の維持・向上による観光客の増加、交流人口増加による消費支出の増大のため中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>社会資本整備総合交付金(街なみ環境整備事業)</p> <p>実施時期： 平成23年度 ～令和6年度</p>	
<p>事業名： 市道住吉町円谷町線歩道改修事業</p> <p>内容： 老朽化した市道側溝の改修を行い、併せて歩道上にある電柱を再配置し、歩行空間の確保を行う。(位置：倉吉市住吉町～円谷町、総延長：1,000m)</p> <p>実施時期： 令和2年度～令和6年度</p>	<p>倉吉市</p>	<p>老朽化した市道側溝の改修を行い、併せて歩道上にある電柱を再配置し、歩行空間の確保を行う事で、市街地の都市機能の増進、移動の利便性・快適性の向上を図り、安全・安心なまちづくりによる居住人口の増加のため中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>防災・安全交付金(道路事業)</p> <p>実施時期： 令和2年度 ～令和6年度</p>	

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>事業名： 歴史的景観整備事業 (再掲)</p> <p>内容： 倉吉市らしい歴史をいかした中心市街地の景観を形成し、住民にとって誇らしい、来訪者にとって魅力ある市街地とするため、既存の伝統的建造物群保存地区の修理・修景事業の維持・更新を図るとともに、新たな伝建地区の指定やそれに伴う修理・修景事業の実施に取り組む。また、街なみ環境整備を実施する。</p> <p>実施時期： 平成 27 年度～令和 6 年度</p>	<p>倉吉市、 建物所有者</p>	<p>歴史的景観の魅力の維持・向上による観光客の増加、交流人口増加による消費支出の増大のため中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>伝統的建造物群保存修理等事業</p> <p>実施時期： 平成 27 年度 ～令和 6 年度</p>	
<p>事業名： 駅北通り線整備事業</p> <p>内容： 倉吉駅北の市道駅北通り線を県道へ移管し、街路整備を行う。(位置：倉吉市大平町、総延長：1,200m)</p> <p>実施時期： 平成 27 年度～令和 5 年度</p>	<p>鳥取県</p>	<p>市街地の都市機能の増進、移動の利便性・快適性の向上を図り、「安全・安心なまちづくり」による居住人口の増加のため中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>防災・安全交付金 (道路事業(街路))</p> <p>実施時期： 平成 27 年度 ～令和 5 年度</p>	

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>事業名： うわなだ散歩道線整備事業</p> <p>内容： 倉吉線跡地を利用した散歩道である市道うつぶき散歩道線の再整備</p> <p>実施期間： 令和2年度～令和6年度</p>	<p>倉吉市</p>	<p>倉吉線跡地を利用した散歩道である市道うつぶき散歩道線の再整備し、歩行者の快適性向上、魅力ある散策路の創出のため中心市街地活性化に必要な事業である。</p>		
<p>事業名： 観光駐車場維持活用事業</p> <p>内容： 観光客が何度も訪れたいエリアとなるよう、中心市街地にある観光駐車場の維持整備を行う</p> <p>実施時期 令和2年度～令和6年度</p>	<p>倉吉市</p>	<p>観光客が何度も訪れたいエリアとなるよう、中心市街地にある観光駐車場の維持整備を行い、来街者の安全性、快適性を向上し、魅力ある観光地を形成することで中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>		
<p>事業名： 「鳥取県立美術館から白壁土蔵群・赤瓦・明倫エリアまでの回遊策」調査検討事業</p> <p>内容 整備が進む鳥取県立美術館と観光地である白壁土蔵群・赤瓦・明倫エリアとの回遊策の検討を行う</p> <p>実施時期 令和2年度～令和6年度</p>	<p>倉吉市</p>	<p>整備が進む鳥取県立美術館と観光地である白壁土蔵群・赤瓦・明倫エリアとの間の回遊策について、観光客、地元住民における利便性・快適性の向上を図るため、市内部でプロジェクトチームを設置し検討を行う。</p>		